

葛飾区感染拡大防止ガイドライン
～「新しい生活様式」の実践～

令和2年5月26日時点

1 基本的な考え方

令和2年4月7日から発令されていた緊急事態宣言が、5月25日に解除された。今後は、国が示した「新しい生活様式」を実践し、感染拡大防止策をとりつつ、社会経済活動を再開させていくことになる。

休止していた区施設等についても、本ガイドラインで示す感染拡大防止のための取組例を参考とし、各職場の創意工夫により、速やかに再開に向けた準備を進めていくものとする。

2 感染拡大防止の主な取組例

(1) 利用者向け対策

○入場時等における対策

- ・入場者の列は間隔（できるだけ2m。最低1m）を空ける。このための職員等による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ。
- ・入場者にマスク着用の周知を図る。
- ・発熱や軽度であっても咳・喉頭痛みなどの症状がある人は、入場しないよう呼びかける。
- ※状況によっては、非接触型体温計などを活用し入場者を検温し、発熱者の入場を制限することも考えられる。
- ・施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）。
- ・入場口や施設内に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る。

○施設内における対策

- ・施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2m。最低1m）を確保する。
- ・施設の換気を徹底する（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）。
- ・利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする。
- ・複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・利用者や来場者等に対する紙やチラシ類などの物の配布は手渡しで行わず、机等に設置するなど、据え置き方式で行う。

(2) 職員向け対策

○職員の体調管理等

- ・職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・出勤前の検温や風邪症状の確認などの健康管理を各自行う。
- ・風邪症状が見られる場合や体調不良の場合には、無理をせず、出勤を控える。

○勤務中における対策

- ・マスクを着用し、うがい・手洗いを徹底する。
- ・可能な限り、職員間の間隔を確保し（おおむね1 mから2 m）、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。

○更衣室・休憩時等における対策

- ・更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う。
- ・職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に清掃・消毒する。
- ・更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗いを徹底する。

(3) 施設環境整備

○窓口等

- ・窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する。
- ・窓口前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ。

○トイレ

- ・適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う

○ごみの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ・ごみを回収する場合は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する。

○清掃・消毒

- ・不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベン

チ、エレベーターのボタン等)は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う。

(4) 感染者発生時に向けた対応

- ・万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合には、速やかに保健所と連絡を取る。
- ・濃厚接触者や施設来場者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先(電話番号・メールアドレス)等を把握できるようにする。
- ・入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する。

3 施設の特性に応じた感染拡大防止の主な取組例

(1) 劇場等

- 飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなど、演者と客席の間隔を確保する
 - 入場時に際しては、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、職員が目視で確認するなど、入場時のチケットもぎりの簡略化を図る
 - 余裕を持った入退場時間を設定し、ゾーンごとによる時間差での入退場等が行えるよう工夫する
 - 出演者の入待ち、出待ちは厳に慎むよう周知徹底する
 - 来場者と接触するような演出(声援を惹起する、ステージに上げる、ハイタッチをする等)は行わないようにする
- ※「公益社団法人全国公立文化施設協会ガイドライン」を参照
https://www.zenkoubun.jp/info/2020/pdf/0514covid_19.pdf

(2) 博物館等

- 展示配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する。
 - ベビーカー、車椅子等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う。
 - 特定の展示作品の前に、床に目印を付すなど、大量の人が滞留しないように工夫する。
 - 直接手で触れることができる展示物は展示しないことを原則とし、止むを得ない場合は職員が管理して消毒を徹底する。
- ※「公益財団法人日本博物館協会ガイドライン」を参照
<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/coronaguide0000.pdf>

(3) 図書館

- オンライン予約による貸出しや郵送による資料の配送など、希望する者が資料を利用できる工夫をする
- 新聞・雑誌の配置の工夫や一方通行の設定により、人と人との十分な距離を確保する。
- 書架等で閲覧した資料を直接書架に戻さず、返却台に置くよう求めるなどの注意喚起を行う。
- 障がい者等への読書支援機器等の貸出しに当たっては、十分な消毒を行う。

※「公益社団法人日本図書館協会ガイドライン」を参照

http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

(4) 体育館、プール等

- 更衣室、休憩室、シャワールーム等の利用に当たっては、ゆとりを持たせ、他の参加者と密となることを避ける運用を行う。ゆとりを持たせることが難しい場合は、入室制限等の措置を講じる
- 更衣後の衣服やタオル等は、密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを周知徹底する。

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4158>

(5) イベント

- 来場者同士が密な状態とならないよう、人数制限を行う。
- 来場者に対して大声での発声や声援などを行わないなど、順守すべき事項をあらかじめ明示する。
- 来場者が順守すべき事項は、イベント受付など会場の至る場所に掲示等を行うとともに、イベントの合間等を活用し定期的なアナウンスを行うなどの取組を講じる。

※「公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会ガイドライン」を参照

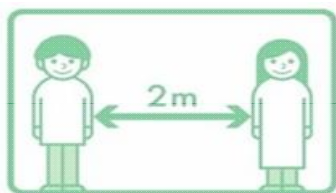
<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/jspo/guideline.pdf>

新型コロナウイルスの感染防止のために ～「新しい生活様式」の実践～

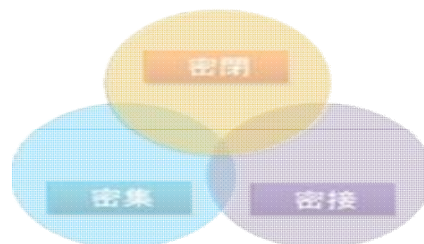
手洗いの徹底 マスクの着用



ソーシャルディスタンス SOCIAL DISTANCE (距離を保とう)



「3つの密」を 避けましょう



こんな工夫も

買い物

- 少人数・短時間で済ます
- レジで並ぶ時は、間隔をあける
- 通販や電子決済も利用

食事

- 大皿は避けて、料理は、個々に
- 対面ではなく、横並びに座る
- 持ち帰りや出前、デリバリーも

公共交通機関

- 混んでいる時間帯を避けよう
- 会話は控えめに

娯楽・スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ジョギングは、少人数
- 筋トレはやヨガは自宅で動画を活用

冠婚葬祭

- 大人数での会食は避ける
- 体調が悪い場合は参加しない

職場

- ついたてや換気、消毒など職場に応じた工夫を
- オンライン会議も活用

